

第 2 回 RD 最終処分場問題行政対応検証委員会 概要 (確定)

日 時	平成 19 年 4 月 23 日 (月) 17:00 ~ 19:10
場 所	滋賀県庁東館大会議室 (7 階)
出席者	委員：池田委員、木邊委員、宮本委員、渡部委員 事務局：山脇総務課長、菊井参事、原琵琶湖環境科学研究センター参事、平井副参事、林野主任主事 説明員：藤川循環社会推進課長、中村主席参事、上田最終処分場特別対策室長、花本副参事
傍聴者	12名
次第	1 開会 2 議事 (1) 県内の産業廃棄物の処理状況等について (2) 県の執行体制について (3) 論点整理の全体概要について (4) 廃掃法に基づく許可状況および行政処分について (5) 次回の予定 3 閉会
議事概要	<p>【 県内の産業廃棄物の処理状況等について 】</p> <p>「県内の廃棄物の処理状況・事業者数について」(資料 1)により、説明員から説明。 今後の検証作業で必要な資料として、内容的に把握しておく。</p> <p>質疑応答 (池田委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理基本計画の第 3 次の計画期間はいつから、いつまでか。 ・ また、途中で目標値の見直しをしているか。 <p>(説明員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次が平成 3 年度から平成 12 年度。第 4 次が平成 11 年度から平成 15 年度まで。 ・ 現行の処理計画は、途中で見直しをしているが、第 3 次については、見直しは行われていないと思われる。 <p>【 県の執行体制について 】</p> <p>「県の執行体制表」(資料 2)により、事務局から説明。 今後の検証作業で必要な資料として、内容的に把握しておく。</p> <p>質疑応答 (宮本委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の部署と不祥事に対応する部署は分かれてないか。 <p>(説明員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、本庁の指導担当で許可と立入検査、全般の行政指導を行い、不法投棄には不法投棄のグループが対応している。 <p>(宮本委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いつから置かれているか。

議事概要

(説明員)

- ・平成10年以降、きっちり分かれている。
- ・なお、当時の職員に確認しないとはっきりしないが、苦情への行政指導など現場で即時対応するものは保健所等の地方機関で対応し、法に基づく許可関係、立入りは本庁でやっていたと思われる。
- ・なお、平成14年より、許認可等地方機関に権限委譲されているが、RD事案については、本庁の専権事項となっている。

【論点整理の全体概要について】

「論点整理の全体概要」(資料3)により、事務局から説明。
委員協議の結果、検証範囲は、栗東市との関係や県の議会への説明状況も視野に入れながら、基本は県とRD社、県と周辺住民団体との関係を中心に検証を進めることとされた。

主な意見

(宮本委員)

- ・検証期間を最初まで遡る必要はなく、キーになる時点の前後などポイント、ポイントを調べればよい。

(渡部委員)

- ・ドラム缶や水質汚染など法的に問題となるものを中心に後手に回った状態になったあたりに絞り込んだ方がよいと思う。
- また、栗東市との関係まで入れると論点がぼやけるのではないか。

(宮本委員)

- ・法律的にいうと許可権限は、市でなくて県にあるし、県議会との関係も検証すべきだが、時間的に制約もある。

【廃掃法に基づく許可状況および行政処分について】

「RD社の概要および許可状況等について」(資料4-1)および「RD社等に対する行政処分」(資料4-2)により、説明員から説明。
県とRD社の関係に係る必要な資料として、状況を理解しておく。

質疑応答

(池田委員長)

- ・RD社に対する告発等の措置はどうなっているか。

(説明員)

- ・告発については、違法ドラム缶埋立てが時効が成立している可能性もあり、全容が明らかになってないので、検討している段階である。

【次回の予定について】

委員協議の結果、次回の予定が次のとおり決定された。

5つの周辺住民団体に対してヒアリングを行う。

各団体に依頼して、お話しただけの方を1、2名推薦してもらう。
ヒアリングの実施は、各団体ごとの個別か集団か、公開・非公開の扱いをどうするか、県最終処分場対策室の同席を認めるかについては、あらかじめ各団体に確認のうえ、その取扱いを決める。